

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム利用規約

（目的）

第1条 本規約は、郡山市東山悠苑（以下「東山悠苑」という。）の火葬炉の予約を行う「郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム」（以下「本システム」という。）の利用について、必要な事項を定めるものです。

（利用規約の同意）

第2条 本システムを利用する葬祭事業者は、本システムを利用する前に必ず本規約を確認し、本規約に同意した上で本システムを利用するものとします。

2 本システムを利用した場合は、本規約に同意したものとみなします。

3 理由にかかわらず、本規約に同意できない場合は、本システムを利用できないものとします。

（用語の定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

（1）登録事業者 本システムを利用する葬祭事業者

（2）ID 登録事業者を識別する符号

（利用上の注意）

第4条 郡山市は、あらかじめ利用登録を行った登録事業者に対し、本システムの利用権を付与するものとします。また、本システムは、個人での利用を認めないものとします。

（遵守事項）

第5条 登録事業者は、本システムの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとします。

（1）予約は、死亡又は死産の事実が発生してから行うこと。

（2）予約内容に誤りが判明したとき、又は予約を変更若しくは取消しする必要があるときは、速やかに郡山市市民課（休日夜間においては宿日直）へ電話連絡を行うこと。

（3）郡山市斎場条例及び同施行規則に反する行為は行わないこと。

（4）郡山市及び東山悠苑職員の指示に従い、他の登録事業者の迷惑となる行為は行わないこと。

（5）その他本システムの利用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

（利用登録）

第6条 登録事業者は、本システムの利用に当たっては、あらかじめ、本規約に同意の上、

利用登録を行うこととします。

- 2 登録事業者は、前項の規定による利用登録の申請を行う場合、別記様式 1 に関係書類を添えて郡山市へ提出するものとします。

(I D 等の交付)

第 7 条 郡山市は、利用登録の申請を受けたときは、審査の上利用登録を行うとともに、登録申請者に、ユーザー名及びパスワード並びに I D を通知します。

(I D 等の管理)

第 8 条 登録事業者は、本システムの利用に当たっては、以下の点に注意し、前条のユーザー名及びパスワード並びに I D を自らの責任において厳重に管理するものとします。

- (1) ユーザー名及びパスワード並びに I D は第三者に知られないように厳重に管理すること。
- (2) ユーザー名及びパスワード並びに I D を第三者に開示又は使用させないこと。また、第三者への漏洩防止に努めること。
- (3) 不正アクセスや個人情報の流出が疑われる状況を把握した場合、速やかに郡山市へ報告すること。また、報告に対して郡山市から指示があった場合はそれに従うこと。

(I D 等の変更)

第 9 条 郡山市は、郡山市が必要と認めるとき又は登録事業者からの申し出があったときに、当該 I D の登録事業者に事前に告知した上で、I D の変更を行うこととします。登録事業者は、I D 変更の手続きを行う場合、別記様式 2 を郡山市へ提出するものとします。

- 2 郡山市は、ユーザー名及びパスワードは、郡山市が必要と認めるときに、登録事業者に事前に告知した上で、ユーザー名及びパスワードの変更を行うこととします。

(登録の変更及び廃止)

第10条 登録事業者は、登録した名称、所在地等に変更が生じた場合、又はその登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく変更、廃止の手続きを行うものとします。登録事業者は、登録の変更及び廃止の手続きを行う場合、変更については別記様式 3、廃止については別記様式 4 を、郡山市へ提出するものとします。

(禁止事項及び利用停止)

第11条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。また、郡山市は、登録事業者が次に掲げるいずれかの行為を行ったことが明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相応の理由がある場合は、利用登録の抹消、本システムの利用停止等の必要な措置を行うことができるものとします。

- (1) 本システムを火葬予約以外の目的で使用する事。

- (2) 被火葬者が存在しないにも関わらず、架空の情報で火葬の予約を行うこと。
- (3) 他の登録事業者に影響を及ぼすほど、多数の取消しを行うこと。
- (4) 使用する必要がなくなった予約の取消しを懈怠すること。
- (5) 本システムに対し不正な手段でアクセスすること。
- (6) 本システムに対しウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (7) 本システムのプログラム又はコンテンツに対し、修正、複製、改ざん等の行為を行うこと。
- (8) 他の登録事業者のIDを不正に使用すること。
- (9) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (10) 他の登録事業者の活動を妨害又は強要すること。
- (11) 法令又は公序良俗に反すると認められる行為をすること。
- (12) その他本システムの円滑な運用を阻害するような行為をすること。

(利用時間)

第12条 本システムは、原則として24時間365日利用可能とします。ただし、郡山市は、次に掲げる場合、事前の通知を行うことなく、本システムの停止又は利用の制限を行うことがあります。

- (1) 緊急に、本システムのメンテナンス等を行う必要が生じた場合。
- (2) 本システムへのアクセスが著しく集中した場合。
- (3) 本システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合。
- (4) 天災等の非常事態が発生した場合。

(利用方法)

第13条 登録事業者は、次に掲げる手順により、本システムを利用するものとします。

- (1) 空き状況の確認後、登録事業者が予約内容の入力を行うこと。
- (2) 予約内容の入力後、予約情報を送信すること。
- (3) 予約情報の送信後、予約完了メールが登録事業者の予約確認受信用メールアドレスに送信されるため、内容等を確認すること。
- (4) 再予約依頼メールが届いた場合は、再予約を行うこと。
- (5) 予約内容に誤りが判明したとき、又は予約を変更若しくは取消しする必要がある生じたときは、速やかに郡山市市民課(休日夜間においては宿日直)へ電話連絡を行うこと。

(費用)

第14条 登録事業者が本システムを利用し、予約等を行う費用は無償とします。ただし、利用に当たって必要とする装置(ソフトウェアを含む。)及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、登録事業者が負担するものとします。

(免責事項)

第15条 郡山市は、登録事業者が本システムを利用したことにより発生した登録事業者の損害及び登録事業者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

2 郡山市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を登録事業者へ予告なく行うことができることとします。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。

3 郡山市は、登録事業者が使用するパソコン・スマートフォン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災その他郡山市の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した登録事業者の損害及び登録事業者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

4 郡山市は、登録事業者以外の者によるユーザー名及びパスワード並びにIDの使用により、登録事業者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(障害発生時)

第16条 登録事業者は、本システムが障害又はその他の理由により利用できなくなった場合には、電話又は対面の方法による火葬予約を行うこととし、このことを承知の上、本システムを利用することとします。

(損害賠償)

第17条 郡山市は、登録事業者が故意により、又は本システムの正しい利用方法に従わないことにより、本システムを破損し、又はそのデータを消去し、若しくは破損したときは、当該行為を行った登録事業者へその損害の賠償を求めるものとします。

(個人情報保護)

第18条 郡山市は、本システムの利用によって取得する個人情報については、本システムの運営に必要な範囲で利用し、また、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関連法令に従い適切に取り扱うものとします。

(規約の変更)

第19条 郡山市は、必要があると認めるときは、登録事業者に予告を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。

2 郡山市は、本規約を変更する場合には、変更内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに所定の方法で告知するものとし、当該効力発生日に変更の効力が生じるものとします。

3 登録事業者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うこととし、告知された効力発生時期以降に本システムを利用した場合には、変更後の規約に同意したものとみなし

ます。

附 則

本規約は、令和 6 年11月 1 日から施行する。

別記様式 1

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム利用登録申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
商号又は名称
(会社名・屋号)
代表者職氏名

※支店等毎の申請でも法人名称及び代表者を記載 ※署名・押印不要

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム利用規約に同意し、遵守することを誓約しましたので、次の項目の登録を申請します。

1	よみかた	
	登録名	
2	代表者職氏名 (支店等の場合は支店長等)	
3	所在地	
4	電話番号	
5	FAX番号	
6	予約確認受信用 メールアドレス	

【連絡先】

担当者氏名		担当者電話番号	
-------	--	---------	--

※会社のパンフレットやWEBページのURL等葬祭業を営んでいることが分かる資料を添付してください。

※予約確認受信用メールアドレスには、個人情報を含む予約内容が送信されます。

※支店、営業所がある場合は、支店、営業所ごとに申請可能です。1登録名に支店等名を含め記載してください。

※登録完了後、登録申請者様にユーザー名及びパスワード並びにIDを文書にて通知します。

提出先 郡山市市民課（〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎1階）

提出方法 窓口又は郵送、メール（shiminka@city.koriyama.lg.jp）、FAX（024-924-2971）

別記様式 2

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム I D 変更申出書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
商号又は名称
(会社名・屋号)
代表者職氏名

※支店等毎の申請でも法人名称及び代表者を記載 ※署名・押印不要

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システムの I D を変更したく申し出ます。

I D		登録名	
-----	--	-----	--

I D 変更申出の理由

【連絡先】

担当者氏名		担当者電話番号	
-------	--	---------	--

※変更申請者様に変更後の I D 及び変更日時を文書にて通知します。

提出先 郡山市市民課（〒963-8601 郡山市朝日一丁目 2 3 番 7 号 西庁舎 1 階）
提出方法 窓口又は郵送、メール（shiminka@city.koriyama.lg.jp）、FAX（024-924-2971）

別記様式 3

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム利用登録変更届

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
商号又は名称
(会社名・屋号)
代表者職氏名

※支店等毎の申請でも法人名称及び代表者を記載 ※署名・押印不要

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システムの利用登録事項に変更が生じたため届け出ます。

I D		登録名	
-----	--	-----	--

変更後（変更箇所のみ記載してください。）

1	よみかた	
	登録名	
2	代表者職氏名 (支店等の場合は支店長等)	
3	所在地	
4	電話番号	
5	FAX番号	
6	予約確認受信用 メールアドレス	

【連絡先】

担当者氏名		担当者電話番号	
-------	--	---------	--

提出先 郡山市市民課（〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎1階）

提出方法 窓口又は郵送、メール（shiminka@city.koriyama.lg.jp）、FAX（024-924-2971）

別記様式 4

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システム利用登録廃止届

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
商号又は名称
(会社名・屋号)
代表者職氏名

※支店等毎の申請でも法人名称及び代表者を記載 ※署名・押印不要

郡山市東山悠苑オンライン火葬予約システムの利用登録を廃止したく届け出ます。

I D		登録名	
-----	--	-----	--

廃止の理由

【連絡先】

担当者氏名		担当者電話番号	
-------	--	---------	--

提出先 郡山市市民課（〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎1階）

提出方法 窓口又は郵送、メール（shiminka@city.koriyama.lg.jp）、FAX（024-924-2971）